

仕様書

1. 業務名 長崎県インフラツーリズム対象施設評価・選定業務委託

2. 業務の背景

本県では、これまで土木部広報の一部として工事現場や完成施設の見学会を実施してきたところであるが、国(国土交通省)では近年の歴史や技術に対する観光ニーズの高まりを受け、インフラ施設を観光資源の一つとして活用するインフラツーリズムへ取り組まれているところである。

県内には、歴史や文化、技術的価値をもつインフラ施設が多数存在することから、これらを活用することで観光ニーズに応え、交流人口の拡大につなげていく長崎県インフラツーリズムとしての確立を目指し、本業務を実施するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月 27 日まで

4. 本業務における目的

本業務は、本県において「インフラの観光資源化」を目指し、令和8年度以降の事業展開の基礎となる観光資源化対象施設の評価・選定について、市場のニーズや受入態勢等を踏まえて評価し、優先的に受入を検討・推進していく施設を選定することを目的とするものである。

5. 成果品の要件

成果品は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 対象施設(施設群)の評価・選定については、想定するターゲットを明確にして行うこと。また、ターゲットに合わせた販売の手法や受入体制について明記すること。
- ② 対象施設(施設群)の評価・選定については、将来的な地域主体でのツアー実施(自走)を見据えたものとする。
- ③ 上記条件を含めた評価結果一覧を作成すること。
- ④ 本事業期間は、令和7年度～令和9年度としており、事業終了後は各地域主体による実施を目標としているため、事業期間中のロードマップ(令和8、9年度の実施予定内容)を作成すること。
- ⑤ 業務の各段階において実施した調査結果等をまとめた報告書を作成し、報告書に反映すること。

6. 業務の内容

本業務の内容については、以下のとおりとする。

(1) 対象施設に係る調査・評価・選定

県内のインフラ施設(一部、産業インフラも含む)について、下記の各種調査を実施したうえで、施設(施設群)の評価・選定を実施し整理すること。

- ① 県が提供する施設リスト(別紙1)を基に机上調査による絞り込み(一次選定)を実施する。(一次選定では10施設(施設群)程度に絞り込む)
- ② 一次選定は施設リスト(別紙1)から絞り込むことを基本とするが、受注者の判断により施設候補リスト(別紙2)または「ながさき景観資産ガイド 長崎景色」から選定することができる。
- ③ 机上調査により絞り込まれた施設(一次選定施設)に対し、現地調査を実施すること。

○留意事項

・机上調査では、下記記載のとおり3つに分類して整理すること。

- 1) 一次選定施設:現地調査の対象とする施設
- 2) 次点施設:観光資源として活用できる可能性はあるが、一次選定数の制限を受けた施設
- 3) その他施設:上記以外の施設

・現地調査について、日程調整や各種連絡、謝礼の手配、行程管理、資料作成等の一切の業務は受注者が行うこと基本とする。ただし、初回連絡については、必要に応じて発注者が実施する。

(2) 業務管理等

本業務の実施にあたり、下記の内容に対応すること。

① 業務計画書の作成

「業務概要」「業務実施体制(体制、役割、連絡先等)」「業務スケジュール」に関する内容を記載した業務計画書を提出すること。

② 各種協議、報告

・一次選定方法、選定結果等、各段階において協議・報告を行うこと。

・上記の協議・報告方法は、対面・オンライン会議・電子メール等の方法は問わないが、分かり易い資料作成を心掛け、必要に応じて発注者の修正指示に従うこと。なお、初回及び納品時(最終)の協議は必須とする。

・発注者との各種協議や調査結果等について、議事録を作成し、発注者の確認を得ること。

(3) 報告書の作成

本業務で実施した業務内容について、調査内容や評価・分析結果を写真等を用いながら説明し、それらを踏まえた「ロードマップ」も含んだ報告書を作成すること。

7. 留意事項

・各業務に係る計画、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て受注金額に含むこと。

・各業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。

・業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

・受注者は、業務完了報告書提出後に検査を受けなければならない。

・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

・本仕様書により作成された成果品の一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て県に帰属すること。

・受注者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。ただし、受注者が予め権利を有している著作物が当該成果品に組み込まれた場合は、これにかかる著作権は、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果品を利用するために必要な範囲において、既存著作物の利用を許諾するとともに、既存著作物につき著作権者人格権を行使しない。

・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

・本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

・業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

・県は、必要に応じ、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

8. 成果品

報告書（本文は PDF 形式とする。その他各種電子データ） 電子媒体 1 部

9. その他特記事項

- (1) 受注者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受注者が業務の一部を再委託する場合、事前に書面により県の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地調査等に際しては、協力すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

施設リスト

別紙Ⅰ

施設名	所在地	種別
女神大橋	長崎市	橋梁
大島大橋	西海市	橋梁
萱瀬ダム	大村市	ダム
本明川ダム	諫早市	ダム
本河内高部ダム	長崎市	ダム
本河内低部ダム	長崎市	ダム
中島川周辺	長崎市	
・出島橋		橋梁
・出島表門橋		橋梁
・中島川変流護岸		護岸
・眼鏡橋		橋梁
・袋橋		橋梁
立神係船池等	佐世保市	軍遺構
旧佐世保海軍工廠	佐世保市	軍遺構
万関運河	対馬市	軍遺構
姫神山砲台跡	対馬市	軍遺構
豊砲台跡	対馬市	軍遺構
西海橋	西海市	橋梁
新西海橋	西海市	橋梁
山の田水道施設	佐世保市	ダム
針尾無線塔	佐世保市	軍遺構
平戸大橋	平戸市	橋梁
生月大橋	平戸市	橋梁
鷹島肥前大橋	松浦市	橋梁
千々石の石橋群	雲仙市	橋梁
北有馬の石橋群	南島原市	橋梁
新幹線車両基地	大村市	新幹線

施設候補リスト 別紙2

長崎市	西山ダム
	小ヶ倉ダム
	出島岸壁
	元船岸壁
	戸石A防波堤
	銅座川護岸・暗渠
	中島川変流部護岸
	日見峠切通し
	日見トンネル
	戸町トンネル
	出島橋
	森橋
	下小川橋
	新橋
	新玉橋
	中川橋
	鎮西橋
	中の橋
	一の橋
	オランダ坂周辺の石畳・石溝
	ドンドン坂の石畳、マリア園前の石畳
	ばってん坂の石畳
	大浦天主堂横の坂の石畳
	南山手地区の排水溝・擁壁
	長崎下水第1線(地獄川)・第5線
	長崎下水第2線(シトキ川)・第6線
	四郎ヶ島台場跡
	伊王島灯台基礎石組遺構
	樺島灯台
	小菅ソロバンドック
	高島炭鉱跡
	三菱重工業長崎造船所第3ドック
	立神造船台

佐世保市	岡本貯水池
	岡本第2貯水池
	転石貯水池
	上原貯水池
	菰田貯水池
	相当貯水池
	大湊干拓の堤防と水門
	JR宮村トンネル
	JR新谷トンネル
	JR南風崎トンネル
	JR陣の内跨線橋
	JR清水瀬橋梁
	JR今福折尾瀬川橋梁
	JR桑木場橋梁
	JR二本松橋梁
	JR火葬場通り橋梁
	JR権常寺川橋梁
	JR旧早岐機関区高架貯水槽
	JR軍用専用線高架橋
	MR第1江迎川橋梁
	MR吉井川橋梁
	有福町のトンネル
	白岳町のトンネル
	不老洞トンネル
	鹿町港切通し
	平瀬橋
	平瀬地区の埋築
	千尽地区の埋築(ひづくし)
	小首砲台跡
	丸出砲台跡
	牽牛崎砲台跡
	弓張岳砲台跡
	古志岐島灯台
	矢岳炭鉱ホッパー

島原市	新地橋
	加藤酒造場の煙突
諫早市	JR鈴田トンネル
	JR大草トンネル
	JR西ノ浦トンネル
	JR喜々津トンネル
	JR深海トンネル
	JR足角トンネル
	JR第1小川原トンネル
	JR第2小川原トンネル
	JR山川内跨川橋梁
	JR元釜第三橋梁
	JR伊木力橋梁
	JR山川内橋梁
	JR野川内橋梁
	JR深海川橋梁
	JR小江川橋梁
	JR田島川橋梁
	JR湯江川橋梁
	JR境川橋梁
	JR長里川橋梁
	JR小深井川橋梁
	JR井崎川橋梁
	JR本明川橋梁
	島鉄上山トンネル
大村市	JR福重橋梁
	JR小松橋梁
	JR小松川橋梁
	JR射場橋梁
	大村掩体壕跡

平戸市	MR田代トンネル
	ニ神島灯台
松浦市	尾上島灯台
	MR高峰トンネル
対馬市	MR調川橋梁
	MR志佐川橋梁
	佐須奈トンネル
	浅藻トンネル(あそう)
	安神トンネル(あがみ)
	久和トンネル
	佐保橋
	大平砲台跡
	芋崎砲台跡
	湯江砲台跡(ぬくえ)
	大石浦砲台跡
	四十八谷砲台跡(しじゅうやたに)
	城山砲台跡(じょうやま)
	檜岳砲台跡(かしだけ)
	郷山砲台跡
	龍ノ崎第1砲台跡
	郷崎砲台跡
	棹崎砲台跡(さおざき)
	豆酸崎砲台跡(つつざき)
	上見坂堡塁跡(かみざか)
壱岐市	若宮灯台
	黒崎砲台跡
五島市	大瀬崎灯台礎石
	女島灯台
	黄島灯台

西海市	石原岳堡塁跡
	面高白瀬灯台
	伏瀬灯標
	松島炭鉱跡
	崎戸炭鉱跡
雲仙市	島鉄栗谷川橋梁
	富津トンネル
	富津切通し
	木津の浜駅跡
	古松橋
	桜橋
	軍神橋
	九州電力千々石第1発電所
	九州電力千々石第2発電所
	九州電力千々石第3発電所
	九州電力千々石第4発電所
	九州電力千々石第5発電所
	雲仙ゴルフ場
南島原市	口之津港旧護岸
	旧長崎税関口之津支所護岸、煉瓦堀
	旧島鉄大屋トンネル
	旧島鉄有馬川橋梁
	陣之内陸橋
	白魚橋
	岩田橋
	口之津灯台
	菅崎本店の煙突
	浦川酒造の煙突
長与町	JR松の頭峠トンネル
	JR高田第2橋梁
	JR本川内駅スイッチバック

東彼杵町	JR才貫田トンネル
	JR千綿トンネル
	JR彼杵トンネル
	菅牟田橋
川棚町	JR川棚トンネル
	川原橋
	勘蔵平橋
	旧海軍工廠魚雷発射試験場跡
	旧海軍工廠大煙突
	旧海軍工廠地下壕機械工場跡
	旧海軍工廠半地下壕旋盤工場跡
波佐見町	旧海軍工廠疎開工廠総本部跡
	陶山神社煉瓦橋
	無名橋
	山慶の煙突
小値賀町	智恵治窯
	黒島防波堤
佐々町	神田炭鉱の坑口跡